（契約に基づく機構への売渡しを要しない場合）

第二十四条　法第二十五条第二項の農林水産省令で定める場合は、指定乳製品等（法第二十四条第一項に規定する指定乳製品等をいう。以下同じ。）であつて法第二十五条第二項に規定するものについて、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十二条において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十条の三第一項の規定により関税の徴収が行われない場合とする。

（加算額の減額）

第二十五条　法第二十八条第二項の規定により、同条第一項の規定により加算する額（次項において「加算額」という。）につき減額することができる額は、同条第一項の農林水産大臣が定めて告示する金額に変質による価値の減少に基づき当該指定乳製品等の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）が低下した割合を乗じて得た額に、当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額とする。

2　法第二十八条第二項の規定により加算額の減額を受けようとする者は、法第二十五条第三項の申込書の提出の際に、変質の原因及び程度並びに減額を受けようとする額及びその計算の基礎を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

（契約に基づき売り渡される指定乳製品等の買入れの価額）

第二十六条　法第二十五条第二項の規定による契約に基づく売渡しに係る指定乳製品等についての法第二十九条において準用する法第二十六条の規定による機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告がされた価額に、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額とする。

（準用）

第二十七条　第二十五条の規定は、法第二十五条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第二十五条第一項中「同条第一項」とあるのは「法第二十九条において準用する法第二十八条第一項」と、「告示する金額」とあるのは「告示する金額（消費税及び地方消費税の額に相当する金額を除く。）」と、「、当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額」とあるのは「当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額と、同条第二項中「法第二十五条第三項の申込書の提出の際」とあるのは「当該指定乳製品等の売渡しの前」と読み替えるものとする。

（特別売渡しの数量基準）

第二十八条　法第三十一条第一号の農林水産省令で定める数量は、指定乳製品の種類ごとに、当該事業年度における当該指定乳製品の国内生産予想量の十二分の一に相当する数量とする。

（特別売渡しの期間基準）

第二十九条　法第三十一条第二号の農林水産省令で定める期間は、一年とする。この場合において、法第三十三条の規定による交換によつて機構が取得した指定乳製品等の保管期間の計算については、交換前の当該指定乳製品等の保管期間は交換後の当該指定乳製品等の保管期間に通算するものとする。

（特別売渡しができるその他の場合）

第三十条　法第三十一条第三号の農林水産省令で定める場合は、管理上の必要がある場合及び農林水産大臣が指定する用途に供する場合とする。

（都道府県知事が報告をさせることができる場合）

第三十一条　令第二十条第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　法第十七条第一項の規定による指定事業者の指定を行うに当たつて必要と認められる場合

二　法第十七条第一項第三号の規定により農林水産大臣から意見を求められた場合

三　都道府県知事が報告をさせるとすれば、農林水産大臣が報告をさせる場合よりも効率的に行われると認められる場合であつて、農林水産大臣が必要と認める場合

（報告）

第三十二条　令第二十条第五項の規定による報告は、次に掲げる事項について、遅滞なくしなければならない。

一　報告を求め、又は立入検査をした特定乳製品の生産者又は販売業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び所在地）

二　報告を求め、又は立入検査をした年月日

三　徴収した報告の内容又は立入検査の結果

四　その他参考となる事項

別表第一中「第三条第一項第一号」を「第一条第一項第一号」に改め、同表皮はぎ法の欄中「皮はぎ法」を「皮剝ぎ法」に改め、同表湯はぎ法の欄中「湯はぎ法」を「湯剝ぎ法」に改め、同表はく皮又ははく毛の項中「はく皮」を「剝皮」に、「はく毛」を「剝毛」に改め、同表頭部切断の項中「ほほ肉」を「頬肉」に、「ほほ部」を「頬部」に、「第一けいつい」を「第一けい椎」に改め、同表内蔵等の摘出の項中「じん臓及びじん臓脂肪」を「腎臓及び腎臓脂肪」に改め、同表前し切断の項中「前し切断」を「前肢切断」に改め、同表後し切断の項中「後し切断」を「後肢切断」に改め、同表枝肉の分割の項中「せきつい」を「脊椎」に改める。

別表第三中「第三条第一項第二号」を「第一条第一項第二号」に改め、同表かたの項中「第四胸ついと第五胸つい」を「第四胸椎と第五胸椎」に改め、同表ももの項中「最後腰つい」を「最後腰椎」に、「つけて」を「付けて」に改める。

別表第三の二中「第三条第二項第一号」を「第一条第二項第一号」に改め、同表はく皮の項中「はく皮」を「剝皮」に改め、同表頭部切断の項中「はく皮」を「剝皮」に、「第一けいつい」を「第一けい椎」に改め、同表内蔵等の摘出の項中「じん臓及びじん臓脂肪」を「腎臓及び腎臓脂肪」に、「すべて」を「全て」に改め、同表前し切断の項中「前し切断」を「前肢切断」に改め、同表後し切断の項中「後し切断」を「後肢切断」に改め、同表枝肉の分割の項中「せきつい」を「脊椎」に改める。

別表第三の三中「第三条第二項第二号」を「第一条第二項第二号」に改め、同表ヒレ付きロイン及びももの項中「じん臓脂肪」を「腎臓脂肪」に、「最後腰つい」を「最後腰椎」に、「はずし」を「外し」に、「せん骨」を「仙骨」に、「つい骨」を「椎骨」に改める。

別表第三の四中「第三条第二項第二号」を「第一条第二項第二号」に改め、同表かたばら、かたロース及びネック又はかたばら及びネック付きかたロースの項中「つけね」を「付け根」に、「第六けいついと第七けいつい」を「第六けい椎と第七けい椎」に改め、同表ヒレ、リブロース及びサーロイン又はヒレ及びロインの項中「第十胸ついと第十一胸つい」を「第十胸椎と第十一胸椎」に改め、同表しんたま、らんいち及びそともも項中「浅し屈筋」を「浅指屈筋」に、「つけて」を「付けて」に改める。

別表第四を削る。

（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部改正）

第二条　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「指定乳製品等」を「指定食肉又は鶏卵等」に改め、同条中「、指定乳製品、指定食肉」を「、指定食肉」に、「畜産物の価格安定に関する法律（」を「畜産経営の安定に関する法律（」に、「畜産物価格安定法」を「畜産経営安定法」に、「第六条第四項」を「第五条第一項又は第二項」に、「保管した指定乳製品」を「保管した」に改め、「、当該指定乳製品」及び「当該指定乳製品の安定下位価格」を削り、「畜産物価格安定法附則第十条」を「畜産経営安定法附則第十条」に、「（畜産物価格安定法」を「（畜産経営安定法」に、「畜産物の価格安定に関する法律施行令」を「畜産経営の安定に関する法律施行令」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「畜産物の価格安定に関する法律施行規則」を「畜産経営の安定に関する法律施行規則」に、「第五条第四号イ」を「第六条第二号イ」に、「下る」を「下回る」に改める。